

水銀排出施設の種類及び排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設(注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボ イラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		● 燃焼能力(注3)50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の工 程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉： ● 原料処理能力 1t/時以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。)： ● 火格子面積 1 m ² 以上 ● 羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ● 燃焼能力(注5)50L/時以上 ● 変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力 0.5t/時以上 ● 火格子面積 0.5 m ² 以上 ● 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ● 燃焼能力(注5)20L/時以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ● 燃焼能力(注5)10L/時以上 ● 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力 0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物、産業廃棄物、下水汚泥)		● 火格子面積 2 m ² 以上 ● 焼却能力 200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注6)又は水銀含有再生資源(注7)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントクリンカ ーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		● 火格子面積 1 m ² 以上 ● 燃焼能力(注5)50L/時以上 ● 変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 (注8)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10万 L/時未満のもの

(注5) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注6) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注7) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注8) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。